虐待防止マニュアル

〔株式会社●●〕

〔〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地◯〕

〔℡ □□ - □□□ - □□□〕

来 歴 管 理 表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 日 付 | 来　　歴 | 承認 | 審議 | 立案 |
| 0 | 2020.3.1 | 新規制定 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

目　　　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 障害者虐待とは | p.4〜 |
| 2 | 虐待に値する行為とは | p.5〜 |
| 3 | 虐待を未然に防ぐ心構え | p.6〜 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 障害者虐待とは

◎障害者虐待とは次の３つをいう

* 養護者による虐待・障害者(児)の生活を養護する保護者・親族・同居人等による虐待
* 障害者福祉施設従事者等による虐待 ・障害者(児)が利用する福祉施設・福祉サービス等の従
* ★使用者による虐待 ・障害者を雇用する者等（事業者）による虐待

1. 養護者による虐待

* 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
* わいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
* 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人に よる「わいせつ・暴力・減食等の行為の放置」又その行為を黙認する事。その他の養護 者としての監護を著しく怠ること
* 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する家庭における配偶者（婚姻の届出 をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は同居人による暴力、 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に 有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える言動を行うこと
* 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること
* その他当該障害者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること
* 養護者による虐待（具体的例）
* 兄弟、姉妹と違う食事（偏食除く）の提供および食事の量を減らし成長の妨げになる行 為を行う
* 身体に沿わない衣服（あきらかに小さい服、破れた服など）の提供し心理的苦痛を与え る行為を行う
* 放置（一人だけ電気も付いていない家の中に置き、他の家族だけで食事や買い物に行く 行為を行う
* 暴力行為（食事が遅い・言うことを聞かない）などを理由に殴る、蹴るという行為を行う
* 暴言（産むんじゃなかった・死んだらいいのに）などの精神的苦痛を与える行為を行う
* 養護者の負担の軽減を図るための支援として
* 家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足していて適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。
* このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が関わり、養護者の介護負担の軽減 のための相談、指導及び助言などの支援を行ってもらうことができます。
* 例えば、障害者福祉施設の短期入所（ショートステイ）や通所サービス、ホームヘルパ ーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの 利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図る支援を行ってもらうことができます。

1. 障害者福祉施設従事者による虐待

* 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く）
* 障害者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
* 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
* 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること
* 当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサー ビスの提供を受ける他の障害者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
* その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
* 障害者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること
* その他障害者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること
* 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事 者等の研修（人権・虐待防止）の実施を行うものとする。
* 当該障害者福祉施設に入所、又は利用、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提 供を受ける障害者（利用する人）及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
* その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるもの とする

（３）使用者（障害者を雇用する者）による障害者虐待

* 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
* 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる 場合等の緊急時を除く）
* 障害者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
* 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
* 当該事業所に使用される他の労働者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
* 障害者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること
* その他障害者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること
* 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施（人権・虐待防止等）を行うものとす る。
* 当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口 の開設等）を行うものとする。
* その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする
* 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く）を受けた と思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

1. 虐待に値する行為とは

◎自分がされたら嫌なことを障害児にしてはいけない。常に相手の立場で適切な支援を心がけましょう

★障害者虐待の類型は、次の５つ（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

（１）身体的虐待

※障害者(児)の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な 理由なく障害児の身体を拘束すること

【具体的な例】

* つねる／平手打ちする／殴る／蹴る／壁に叩きつける等の行為で打撲させる
* たばこを押しつける等の行為で火傷をさせる
* 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける／医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する／ミトンやつなぎ服を着せる／部屋に閉じ込める／施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
* 熱湯を飲ませる／無理やり食べられないものを食べさせる／食事を与えない
* 戸外に閉め出す／部屋に閉じ込める／縄などで縛る

（２）放棄･放置

※障害者(児)を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等により養護を著しく怠ること

【具体的な例】

* 自己決定と言って放置する
* 話しかけられても無視する
* 失禁をしていても衣服を取り替えない
* 不注意によりけがをさせる。食事や水分を十分に与えない
* 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
* あまり入浴させない
* 汚れた服を着させ続ける
* 排泄の介助をしない
* 髪や爪が伸び放題
* 室内の掃除をしない
* ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
* 病気やけがをしても受診させない
* 学校に行かせない
* 必要な福祉サービスを受けさせない／制限する
* 同居人や関係者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

（３）心理的虐待

※障害者(児)に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理 的外傷を与える言動を行うこと

【具体的な例】

* 「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫
* 「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す
* 他の障害児と障害児と差別的な取り扱いをする
* 「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる／怒鳴る／ののしる／悪口を言う
* 仲間に入れない／子ども扱いする／人格をおとしめるような扱いをする／話しかけているのに意図的に無視する

1. 性的虐待

※障害者(児)にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

【具体的な例】

* 性交／性的暴力／性的行為の強要
* 性器や性交・性的雑誌やビデオを見るように強いる
* 裸にする／キスする／本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
* 更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

（５）経済的虐待

※障害者(児)の財産を不当に処分すること、そのほか障害者(児)から不当に財産上の利益を得ること

【具体的な例】

* 障害者(児)の同意を得ない年金等を流用など財産の不当な処分
* 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
* 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる
* 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
* 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない

1. 虐待を未然に防ぐ心構え
2. 管理職、職員の研修、資質向上

* 障害者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要
* 職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠
* 管理者が率先し職員とともに風通し良く働きがいのある職場環境を整える必要

1. 個別支援の推進

* 利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが虐待を防止すること

1. 開かれた施設運営の推進

* 地域住民やボランティアや実習生など多くの人が施設に関わることやサービス評価（自 己評価・第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切

1. 実効性のある苦情処理体制の構築

* 障害福祉サービス事業所等に対してサービス利用者やその家族からの苦情処理体制を整備すること等により虐待防止等の措置を講ずること

※職員の人権意識の向上

* 職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから掲示物を事業所の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自省を促す
* 倫理網領、行動規範等を定め、職員に周知徹底する
* 普段から研修などを通じて職員の人権意識を高める

※職員の知識や技術の向上

* 研修などを通して職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害児の支援に関する知識や技術の向上を図る
* 個々の障害児の状況に応じた個別支援計画を作成するなどして適切な支援を行う
* 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利 擁護に取り組める環境を整備する